

令和 8 年度納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要領

令和 7 年 11 月 19 日

市 長 決 裁

(趣旨)

第 1 この要領は、納税通知書等送付用封筒（固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒、市・県民税納税通知書送付用封筒、軽自動車税納税通知書送付用封筒、法人市民税関係書類送付用封筒及び国民健康保険税納税通知書送付用封筒をいう。以下同じ。）に広告を掲載することに関し、盛岡市広告掲載要綱（平成17年 2 月 9 日市長決裁）及び盛岡市広告掲載基準（平成17年 2 月 9 日市長決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告取扱業者の資格要件)

第 2 納税通知書等送付用封筒の広告掲載枠に掲載する広告の募集及びその他必要な事項を請け負う広告取扱業者の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市競争入札参加資格があり、かつ、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 国内に本社があり、本業務の請負に関し、市の要求に応じて速やかに来庁し、かつ、日本語で対応できる体制を整えていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続きの申立てをした者、又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づき更生手続き開始の申立てをした者、その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(広告掲載枠の仕様等)

第 3 納税通知書等送付用封筒に掲載する広告の仕様等は、別表 1 のとおりとする。

(広告取扱業者の業務)

第 4 広告取扱業者が請け負う業務は、次のとおりとする。

- (1) 広告主の募集、審査申請等の受付代行
- (2) 市との連絡調整及び市への広告版下原稿の提出
- (3) 広告主との個別契約及び代金回収
- (4) その他附帯する事項

(広告主の提出書類)

第 5 広告主は、広告取扱業者を通じて市に広告掲載申込書（様式第 1 号）を提出するものとする。
また、広告掲載申込書には次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 会社概要等、業務内容等が確認できるもの（直近 4 過年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）
- (2) 印鑑証明書（直近 4 過年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）

(3) 盛岡市に納付すべき法人市民税（個人事業主にあつては、個人市民税）、固定資産税、都市計画税に係る直近2箇年分の納税証明書（市職員が納税情報を確認することに広告主が同意した場合は、添付を省略できるものとする。）

(4) 消費税及び地方消費税に係る直近2箇年分の納税証明書または未納が無い旨の証明書（盛岡市に納付すべき税がない場合に限る。）

(5) 広告に表示する資格、許認可等を証明する書類（直近4過年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）

（広告審査会）

第6 提出された書類等を審査するため、納税通知書等送付用封筒広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第7 審査会は、財政部長、財政部次長、市民税課長、健康保険課長、資産税課長、資産税課長補佐をもって構成する。

第8 審査会の会長は、財政部長とし会務を総理する。

2 審査会は会長が招集する。

第9 審査会の庶務は、資産税課において行う。

（広告内容の承認等）

第10 市長は、広告掲載の承認又は不承認の通知を、別に定める通知書（様式第2号）により広告主に通知するものとする。

別表 1（要領第 3 関係）

納税通知書等送付用封筒に係る広告掲載枠の仕様等	
1 印刷物について	
(1) 名称	令和 8 年度固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒
①形状	長形 3 号程度（縦横 10 mm 程度変更になる場合あり）
②発行部数	108,000 枚（概算）
③内容	固定資産税・都市計画税の納税者に対して発送する納税通知書を封入するために利用されるもの
(2) 名称	令和 8 年度国民健康保険税納税通知書送付用封筒
①形状	長形 3 号程度（縦横 10 mm 程度変更になる場合あり）
②発行部数	50,000 枚（概算）
③内容	国民健康保険税の納税者に対して発送する納税通知書を封入するために利用されるもの
(3) 名称	令和 8 年度軽自動車税納税通知書送付用封筒
①形状	長形 3 号程度（縦横 10 mm 程度変更になる場合あり）
②発行部数	70,000 枚（概算）
③内容	軽自動車税の納税者に対して発送する納税通知書を封入するために利用されるもの
(4) 名称	令和 8 年度市・県民税納税通知書送付用封筒
①形状	長形 3 号程度（縦横 10 mm 程度変更になる場合あり）
②発行部数	64,000 枚（概算）
③内容	市・県民税の納税者に対して発送する納税通知書を封入するために利用されるもの
(5) 名称	令和 8 年度法人市民税関係書類送付用封筒
①形状	角形 2 号程度（縦横 10 mm 程度変更になる場合あり）
②発行部数	13,000 枚（概算）
③内容	法人市民税の納税者に対して発送する法人市民税申告書を封入するために利用されるもの
2 掲載可能な広告について	
掲載面 封筒裏面	
ア サイズ	縦 65 mm×横 180 mm
イ 枠数	1 枠（ただし上記アの範囲内で 2 等分割可能）
ウ 色数	1 色（各納税通知書等送付用封筒の印刷色に合わせる）
エ 文字	7 ポイント以上相当のサイズとする。
3 広告版下原稿について	
①デジタルデータによる完全データ入稿とする。ただし、文字についてはすべてアウトライン化するなどし、フォント環境に依存しないデータとする。	
②広告主以外の第三者が著作権を有する素材等を用いる場合は、事前に必要な手続を行い、	

許諾を得ること。

③原則、広告は1案とする。ただし、広告主または広告案が複数となる場合は事前に協議するものとする。

④入稿前に必ず原稿内容の審査を受けるため、出力見本をあらかじめ指定した日までに提出する。入稿時には出力見本を添えること。

4 その他

掲載面について、封筒裏面の広告欄下に、次の文章を必ず入れること。したがって、封筒裏面の掲載サイズは広告欄及び次の文章を含むものである。

「広告内容に関する質問などにつきましては、各広告スポンサーに直接お問合せください。
(各広告スポンサーと盛岡市税務業務とは直接関係ありません。)」